

協金WG 4-5

資料

平成 20 年 5 月 30 日

目 次

筒井教授

- ・ 協金 WG3-1 P29~30について、「貸出のポートフォリオリスク拡大」がストレートに「地元企業の不振による銀行倒産の可能性」、ひいては「地域を越えた相互参入の促進、信金に対する営業地域規制の緩和」という結論に繋がる論拠についてご教示頂きたい。

すなわち、信金は余剰資金を有価証券で運用することが幅広く認められている今日、貸出だけでなく、有価証券の保有等による信用リスクや流動性リスクを含めた与信全体のポートフォリオリスクを勘案しなければ信金の倒産確率を測ることができないとも考えられる。また、地域を越えた相互参入を実現したとしても、有価証券のリスク管理を誤れば倒産確率は高まるので、貸出地域制限と倒産確率とは一義的な対応関係にないとも考えられる。

もっとも、信金のリスク管理において貸出ポートフォリオの占める割合が圧倒的であり、ほぼその要因のみによって全てが説明できる可能性も考えられるが、仮にそうだとすると協金 WG2-2 P4 の破綻要因分析で、信金は銀行に比べて「有価証券投資等の失敗」の割合が大変高い事実との整合性をどう考えるか。（久保田委員）

- ・ 信金に対する法人税減免の論拠として、資金融通以外の地域貢献が理念に止まらず具体的なものとして認められるならば肯定されることであるが、「地域貢献」の具体的な中身としては何が考えられるか。現在信金が行っている地域的な取組みは資金融通に関連するアドバイスや情報交換が中心だが、これらの中にも法人税減免要件として認めて良い業務があり得るか。

あるいは、例えばオランダのラボバンクのデルフト支店では不動産仲介業が兼務されており、支店内に不動産物件が写真入りで紹介されているが、こうした情報交換のようなものがあれば考慮に値するか（日本では銀商分離のため、不動産業を兼務することは不可）。

仮に(具体的な地域貢献としての)何かが存在したとして、郵便局の地域貢献と比べてどのような部分が異なるべきと考えるか。 (久保田委員)

- ・ 組合組織は効率的か否かの分析において、組織は効率的であった方が良いという前提で議論が進められているが、相互扶助性や地域貢献性を強く求められる信金・信組の組織において、なぜ効率的であった方が良いと考えられるのか。
また、その効率性は投下資金に対する相互扶助や地域貢献の結果としてではなく、預金残高に対する営業経費率で測定されているが、営業経費が効率的に支出されることがなぜ相互扶助や地域貢献とは別にそれほど重視されるべきと考えられるのか。 (久保田委員)

清田教授

- ・ 信金の地域規制や法人税減免の論拠として設立当初の理念を重視することであるが、一方で地域というコモンボンドの弱体化や金融他業種との業務の類似性の拡大という現実の変化も進んでおり、現実に対応した理念の再構築も検討の必要があるとも考えられる。

現在、信金・信組が行っている地域的な取組みは資金融通に関連するアドバイスや情報交換を中心だが、その中で地方銀行が実際に行っている業務や郵便局が今後担うべき業務、あるいは地方自治体の公的扶助制度と比較して、信金・信組だけが独自に行っており、別の機関によっては代替不可能といえる業務は現実に存在すると考えるか。あるいは、仮にそうしたものが存在しなくても、理念さえ定めれば地域規制も法人税減免も認めてよいと考えてよいか。または、理念に従って、信金・信組だけが独自に行える業務を新たに創出すべき(例えば、不動産仲介業など)と考えるか。

なお、銀商分離の緩いEUでは銀行が他業を兼務するケースもあり、例えば、オランダのラボバンクのデルフト支店では、不動産仲介業を兼務しており、支店内に不動産物件が写真入りで紹介されている。(久保田委員)

- ・ 中央機関と系統の統合を進めるケースとして、農協と労金を例に考えた場合、双方とも顧客対象が個人を中心とする点で類似性があるが、サラリーマンを主な対象とし住宅ローン貸付に重点があり統合化が進んでいる労金と、農民を主な対象とし税務相談や資産管理などの総合金融を営み地域性の強い農協とでは、業務の性格が異なるので統合による効率化がどの程度あるかが分かりにくいと思える反面、シナジー効果が見込まれることも考えられる。そこで、この両者を統合する場合、どのようなメリットが得られると考えるか。（久保田委員）

山村准教授

- ・ ドイツの中央機関は、傘下の金融機関にどのようなガバナンスの権限を持ち、どのように実行しているのか。（家森委員）

協金 WG3-1 P29～30 について、「貸出のポートフォリオリスク拡大」がストレートに「地元企業の不振による銀行倒産の可能性」、ひいては「地域を越えた相互参入の促進、信金に対する営業地域規制の緩和」という結論に繋がる論拠についてご教示頂きたい。

すなわち、信金は余剰資金を有価証券で運用することが幅広く認められている今日、貸出だけでなく、有価証券の保有等による信用リスクや流動性リスクを含めた与信全体のポートフォリオリスクを勘案しなければ信金の倒産確率を測ることができないとも考えられる。また、地域を越えた相互参入を実現したとしても、有価証券のリスク管理を誤れば倒産確率は高まるので、貸出地域制限と倒産確率とは一義的な対応関係がないとも考えられる。

もっとも、信金のリスク管理において貸出ポートフォリオの占める割合が圧倒的であり、ほぼその要因のみによって全てが説明できる可能性も考えられるが、仮にそうだとすると協金 WG2-2 P4 の破綻要因分析で、信金は銀行に比べて「有価証券投資等の失敗」の割合が大変高い事実との整合性をどう考えるか。

(久保田委員)

(筒井教授)

貸出先が地域に限定されるために、ポートフォリオのリスク分散が制約される可能性を指摘しただけである。実際に、そのためにどの程度リスク分散ができなくなるかについて、私の知っている限りでは、確たる実証分析はない。しかし、1993 年に経営破綻に至った釜石信用金庫の例のように、この問題が重要であるケースはあるようである。

信金に対する法人税減免の論拠として、資金融通以外の地域貢献が理念に止まらず具体的なものとして認められるならば肯定されるとのことであるが、「地域貢献」の具体的な中身としては何が考えられるか。現在信金が行っている地域的な取組みは資金融通に関連するアドバイスや情報交換が中心だが、これらの中にも法人税減免要件として認めて良い業務があり得るか。

あるいは、例えばオランダのラボバンクのデルフト支店では不動産仲介業が兼務されており、支店内に不動産物件が写真入りで紹介されているが、こうした情報交換のようなものがあれば考慮に値するか（日本では銀商分離のため、不動産業を兼務することは不可）。

仮に（具体的な地域貢献としての）何かが存在したとして、郵便局の地域貢献と比べてどのような部分が異なるべきと考えるか。（久保田委員）

（筒井教授）

私自身は「地域貢献」ということを考えていない。「もし、中小企業への補助以外の目的で、税の減免をすべき理由があるならば、以下の私の理由は成り立ちません」と述べ、その可能性として、よく言われている「地域貢献」を挙げただけであって、私自身が、「地域貢献をしているから減免すべきだ」と考えているわけではない。当然、具体的な内容を考えているわけでもない。

ついでながら、私のスライドで「もし、中小企業に対する補助が目的ならば中小企業が資金を融通されるときに補助を受ける方が自然な形」と書いているが、これは、「中小企業の資金融通に対して、金利補助をすべき」と主張しているわけではない。もし、（望ましいかどうかは別として）政府が中小企業への補助をする、と決定したなら、それは直接補助する形態の方が良い、と主張しているだけである。

組合組織は効率的か否かの分析において、組織は効率的であった方が良いという前提で議論が進められているが、相互扶助性や地域貢献性を強く求められる信金・信組の組織において、なぜ効率的であった方が良いと考えられるのか。

また、その効率性は投下資金に対する相互扶助や地域貢献の結果としてではなく、預金残高に対する営業経費率で測定されているが、営業経費が効率的に支出されることがなぜ相互扶助や地域貢献とは別にそれほど重視されるべきと考えられるのか。 (久保田委員)

(筒井教授)

「相互扶助性や地域貢献性を強く求められる信金・信組」とあるが、経済学では、通常、そのような概念は分析の対象外である。私の分析においても、相互扶助性や地域貢献性というものは考慮されていない。経済システムの優劣は、通常、「パレート効率」という概念で測られることとなる。それは、パレート効率性という概念だけが厳密にシステムの優劣を判定できるからである。このような経済学のアプローチの意義と限界については、残念ながらここで説明する余裕がない。

また、私は、(文献には少しも詳しくないが)、「相互扶助性や地域貢献性」という概念が十分厳密にかつ操作可能な形に定義されていないような印象を持っている。まずそれを厳密に定義しなければ、そのようなことを民間金融機関の目的とすることが望ましいかどうかを議論するのは難しいのではないかと想像する。

信金の地域規制や法人税減免の論拠として設立当初の理念を重視するとのことであるが、一方で地域というコモンボンドの弱体化や金融他業種との業務の類似性の拡大という現実の変化も進んでおり、現実に対応した理念の再構築も検討の必要があるとも考えられる。

現在、信金・信組が行っている地域的な取組みは資金融通に関連するアドバイスや情報交換が中心だが、その中で地方銀行が実際にしている業務や郵便局が今後担うべき業務、あるいは地方自治体の公的扶助制度と比較して、信金・信組だけが独自に行っており、別の機関によっては代替不可能といえる業務は現実に存在すると考えるか。あるいは、仮にそうしたもののが存在しなくても、理念さえ定めれば地域規制も法人税減免も認めてよいと考えてよいか。または、理念に従って、信金・信組だけが独自に行える業務を新たに創出すべき（例えば、不動産仲介業など）と考えるか。

なお、銀商分離の緩いEUでは銀行が他業を兼務するケースもあり、例えば、オランダのラボバンクのデルフト支店では、不動産仲介業を兼務しており、支店内に不動産物件が写真入りで紹介されている。

（久保田委員）

（清田教授）

新たな理念の再構築の検討の必要性については、同意見である。

ただし、地域というコモンボンドは、まだ重要な意義を持つと考えている。たとえば大阪をみると、景気の変動にあわせて、メガバンクや地銀、第二地銀は、より速やかな支店の進出・撤退を繰り返しているが、信金・信組は、そのような速やかな進出・撤退ができない。つまり、景気が悪化しても、地元にとどまり、地域活性化の取り組みが不可避である。新たな業務を創出しなくとも、普通銀行とは異なる立場に立ち、異なる機能を果たしていると考えられる。また、郵便局や地方自治体は、地域の中小企業の業務内容の具体的な内容に踏み込んだ地域活性化が可能かどうか疑問に思われる。

中央機関と系統の統合を進めるケースとして、農協と労金を例に考えた場合、双方とも顧客対象が個人を中心とする点で類似性があるが、サラリーマンを主な対象とし住宅ローン貸付に重点があり統合化が進んでいる労金と、農民を主な対象とし税務相談や資産管理などの総合金融を営み地域性の強い農協とでは、業務の性格が異なるので統合による効率化がどの程度あるかが分かりにくいと思える反面、シナジー効果が見込まれることも考えられる。そこで、この両者を統合する場合、どのようなメリットが得られると考えるか。

(久保田委員)

(清田教授)

一般論としては、融資の業種的な偏りが緩和され、分散が高められると考えられる。なお、意見陳述では、理念的な観点から統合について述べたが、より現実的には、先駆的に統合にメリットがあると考えるよりも、規律の向上などのメリットが生じるように、統合がデザインされるべきだと考えている。

ドイツの中央機関は、傘下の金融機関にどのようなガバナンスの権限を持ち、どのように実行しているのか。（家森委員）

（山村准教授）

全国中央金庫であるD Z銀行は、信用協同組合の役員に関する承認権や解任権は有していない。

一方、金融機関維持基金を運営するB V R（全国レベルの非事業組織）は、信用協同組合に危機が発生した時、必要があれば、資金注入と引き換えに、役員の辞任を求めることができる。また、当該信用協同組合がB V Rの要求を拒否した場合であっても、B V RがB a F i n（金融監督庁）に情報提供すれば、B a F i nが監督上の権限で役員を交代させることができる。

B V Rの持っている重要な権限は検査権であり、それに基づいてB a F i nによる処分が行われるため、日本の中央機関と単協の関係と比較すると、B V Rは傘下の信用協同組合に対して、より強いガバナンスを効かせることができると考えられる。